

令和5年度第2回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会議事録

| | | |
|------------------|---|---------------|
| 開催日時 | 令和6年2月8日(木) | 14時00分～16時00分 |
| 開催場所 | 半田市役所4階 庁議室 | |
| 会議次第 | <p>1. 会長あいさつ</p> <p>【第一部】高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について</p> <p>1. 報告事項</p> <p>(1) 令和5年度 高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について</p> <p>(2) 令和5年度 障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について</p> <p>(3) 令和5年度 活動報告について</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 令和6年度 活動計画について</p> <p>【第二部】障がい者差別に関する協議について</p> <p>1. 報告事項</p> <p>(1) 令和5年度 障がい者差別に関する相談事例について</p> <p>(2) 令和5年度 障がい者差別に関する活動報告について</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 令和6年度 障がい者差別に関する活動計画について</p> | |
| 出席委員委員 (欠席委員) | <p>植田 昭仁、栗田 友紀、岡崎 将司、佐々木 栄治、二宮 琴子、古橋 完美、 白木 将太、今井 友乃、杉江 徳長、竹部 益世</p> <p>(伊藤 大介、榊原 広士)</p> <p>※委員名簿順(敬称略)</p> | |
| 事務局 | <p>高齢介護課：沢田、茶谷、岩本(秀)、田中、岩本(美)</p> <p>地域福祉課：杉江、村上、杉浦、川口、天野、岡田</p> <p>半田市包括支援センター：加藤、杉浦</p> <p>半田市障がい者相談支援センター：加藤</p> | |

議 事 録

事務局あいさつ

(事務局) ただいまから、令和 5 年度第 2 回半田市高齢者障がい者虐待防止連絡協議会を開催いたします。

お忙しい中のご出席誠にありがとうございます。

本日は伊藤委員と榊原委員が欠席です。

なお、過半数以上の委員が出席しているため、本会議は成立していることを申し添えます。

また、市民の皆様に広く活動内容を周知するため、委員名簿と議事録をホームページ上に公開しますのでご承知おきください。

それでは次第に沿って進めてまいります。会長、挨拶をお願いします。

1. 会長あいさつ

(会 長) お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は仕事柄や役割から、虐待や差別に関する協議会等の委員を複数担当していますが、昨今「まだこんなことがあるのか」と思う記事を目にすることがあります。

横浜市神奈川区で障がい者向けのグループホームを開設するために住民説明会を開催したところ、地価が下がるといった反対運動が起こってしまったという記事がありました。

実際に地価が下がることはありませんが、まだそんなことを言っている人がいるのかと思いました。住民すべての考えではないと思いますが、声の大きい人の意見であったこともあり、結果として住民とのよい関係が築けなくなりました。

また、開設するために住民説明会を開くことは本来不要のはずですが、近隣住民と良い関係で運営するために説明会を開催したのだと思います。

過去に半田市でもグループホームを開設する計画の中で、周りが反対をして計画が頓挫したことがありました。

私たちが家を借り、サブリース契約で誰でも住めるようにするサービスを始めていますが、入居予定者が障がい者と知った大家から反対された事案がありました。やはりまだそういった事案はあるといった印象です。

私たちが皆様に理解してもらえる活動をもっとしなければならぬと思いました。

そういったことも踏まえて、虐待のことや差別のことを考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【第一部】高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について

2. 報告事項

(1) 令和 5 年度 高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について

事務局から説明 (資料 1)

(委 員) 分離を行った各事案の確認として、まず被虐待者がビジネスホテルへ一時避難し、その後、知人宅で間借りしているものが一つ。次に養護者が精神病院へ一時入院しているものとあり、被虐待者ではなく、養護者が一時入院したもの。最後に養護者が介護施設の短期入所を利用したのちに本入所したとあるが、養護者が入所したものという理解で

正しいですか。

(事務局) そのとおりです。養護者が認知症であり、認知症状が進行して暴力を振るようになったため、養護者を施設入所させ分離しました。

(委員) 虐待と認定したが分離していないケースもあると思うが、擁護者が前年と同一の人物で、分離しなかったことから再発したケースはありますか。また、事情があって分離できなかったケースはありますか。

(事務局) 過去に虐待と認定したが分離しなかった事案が再発したケースはあります。過去の虐待認定時にはサービスの追加利用により、見守り体制ができたため分離しなかったが、その中で再発した事案です。

障がい者虐待についても同様に再発した事案があります。夫婦喧嘩の延長で虐待に繋がってる事案に多くあり、毎年繰り返されることも多いです。対応として分離したくても虐待者・被虐待者の双方が分離を望んでいないため、分離できていない事案です。

(委員) 分離する事案と分離しない事案はどのように判断していますか。

(事務局) 虐待の要因には養護者の介護疲れも考えられ、介護保険サービスを利用し、養護者の負担を軽減することで再発防止を図る場合には分離をしない事案もあります。

ケース会議及び受理会議での分離の判断については、命の危険性の有無を重視しています。虐待の要因を含めて判断しており、すぐに分離するわけではなく、どうしたら虐待が起らないかを考えています。

(会長) 委員の皆様は、分離していない事案については微妙な印象を抱くと思います。簡単に虐待認定し、分離ができればよいが、虐待者・被虐待者の感情や意思も考慮されるため、簡単に認定することが難しい状況になっています。

また、危惧されるのは、虐待として厳しい取り扱いを続けた場合、「虐待と言うと絶対分離させられる」と思われ、隠蔽されてしまうことも考えられます。

安易に分離をすると情報がシャットアウトされてしまうため、判断が難しいところです。

(委員) 警察や本人から通報があったケースがあるが、本人が警察に通報したものは虐待と認定されましたか。

(事務局) 本人自ら警察に通報した事案については、虐待と認定したケースもあるが、話を聞くと本人の発言が原因で養護者が怒って暴力を振ったケースもあり、虐待と認定しなかったこともあります。

(委員) 被虐待者の介護認定の内訳について、未申請者が11名おり、介護保険サービスを利用していないと思われるが、虐待が判明した経緯はどういったものですか。

(事務局) 警察からの通報や、家族からの相談が多いです。

また、包括支援センターや障がい者相談支援センターの職員から相談を受けたケースもあります。

(委員) 以前の報告時も同居している未婚の息子から母親への虐待が多く、今回も同様の数字になっているが、そういった家庭を事前に把握することや、年齢や認定状況の情報

から訪問することで事前に虐待の防止はしていますか。

特定の家庭環境で虐待事案が発生しやすいと考えられる中で、事前に何か見守りができていますか。

(事務局) 近隣住民から大きな声が聞こえると言った相談や、民生委員から相談を受けた場合は、高齢者訪問という形で訪問しています。

(委員) 障がい者虐待と比べると、虐待者が施設従事者である件数は、虐待者が家族である件数と比較して少なく、施設従事者による虐待が隠れている可能性も考えられます。研修を受けた施設職員を対象としたアンケート結果を見ると、「通報後の動きが知りたい」といった回答が多く見られます。

その中で、施設職員からの相談はどの程度受けていますか。

(事務局) 施設職員から相談を受けることは複数回あるが、虐待以外での相談となることが多いため、今回の件数には含まれていません。

(委員) 高齢者施設よりも障がい者施設のほうが、事案が多く出ている印象があります。

その理由に利用者家族の関与の程度が関係していることも考えられるが、高齢者施設についても、虐待防止を意識しないといけないと思います。

(委員) 民生委員の高齢者訪問があった時には、色々な思いを聞き取ることができたが、今は高齢者訪問がなくなったため、スーパーなどで会ったときに声をかけるだけで終わってしまっています。しかし、直接訪問することでわかることもあると考えています。以前には、訪問した際に「娘が頻繁に来て私からお金を巻き上げる」と聞き取ることがありました。家族に直接確認することができなかつたため、そのまま話を聞き続けると将来世話になると思って自らお金を渡していることがわかりました。また、今お金を渡していても、将来介護等が必要になったときに逃げられてしまうのではという不安があると話していました。

民生委員としては、高齢者訪問がなくなったことが心配です。

また、高齢者家族から聞き取った話で、両親の認知機能の低下が少し進んだときに自宅の2階で大きな物音が続いていたため様子を見ると、両親が喧嘩をしていて、その際にケアマネ等に相談をしても動いてくれなかつたとのこと。その後、2階で再び大きな物音がしたため様子を見に行くと首を絞めていたため、別居対応になりました。

その家族は、事件になることで危険性を実感したと話していました。

これらから、これからも様々な問題があると思われるが、様々な形で様々な世代が見守っていくことがいかに大事と思っています。

(2) 令和5年度 障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について

事務局から説明(資料2)

(委員) 施設職員間のトラブルによる通報についての詳細を教えてください。

(事務局) 施設内に仲のよくない職員が2名おり、該当職員による利用者への声かけの内容が気に入らず他の職員に不満を漏らしたところ、内容が誇張され虐待通報すべきと判断されて、通報に至ったケースです。

地域福祉課で通報を受け、2人の職員のやり取りを見ていた第三者の証言と防犯カメラの映像や録音から調査したところ、虐待の事実は見受けられなかつたため、虐待認定とは

なりませんでした。

(委員) 通報者の情報が漏れないようにとあるが、サービス提供を行っている事業所として通報したことが公開されてしまうと今後サービス提供を続けることが難しくなるため、施設職員が通報を躊躇してしまう場面がありました。

通報者の情報が公開されることもありえますか。また、虐待の内容によって対応する部署も違うと思われるが、共有のマニュアルはありますか。

(事務局) 通報者に不利益が出ないように虐待防止マニュアルに記載してあります。

例えば、近隣住民からの通報を受けた場合の訪問では、地域全体を順番に訪問しているなどと説明しており、基本的に通報者の情報は出さないようにしています。

(委員) 基本的には通報者の情報を出さないとのことだが、状況によっては担当者判断などで公開されてしまうこともありえますか。

(事務局) 通報者からの情報があることで虐待の認知ができているため、その通報者の情報を出すことは通常はありません。

しかし、通報者しか知りえない情報を調査に使用せざるを得ない場面があり、その情報によって施設が通報者を推測できてしまう可能性があるため、通報者に事前に説明することはあります。

(委員) 施設は家族や近隣住民の目がないためブラックボックス化しやすいと思われることが多いが、施設側の対応として、ルールを作ることや、近年は監視カメラやボイスレコーダーでの録音などもあるため、これまでよりはブラックボックス化しにくいと考えています。

また、施設によって対応や研修などの対応を徹底しているところもあるため、施設として計上されるなかでも違いがあると思っています。

(委員) 虐待と認定したケースと認定しなかったケースがあるが、その後に振り返って内容や現在の状況を確認することで判断の精度を上げていくことができると思います。

対応後に各ケースを振り返ることはありますか。

(事務局) 虐待ありと認定したケースについては、認定後も関与していくため状況把握ができています。

また、虐待でないと判断したケースについても、サービス利用をしていることが多いため、サービス利用の状況から様子を把握することができています。

障がいサービスでは、モニタリングを月に1回訪問にて実施することが決まっており、虐待相談があった方についてはモニタリングの頻度を上げることで状況を確認するようにしています。モニタリングの中で不審な点が引き続きみられる場合には虐待と判断しなかったケースでも再度虐待対応をとることがあります。

高齢者でも同様に介護保険サービスの利用によって状況の把握を行っています。

(委員) 虐待者種別で施設従事者の件数が全体で13件あり、虐待と認定されたのは2件とあるが、残りの11件は調査の結果で虐待と認定することが難しいとしたケースですか。

(事務局) 同一施設で2回通報があったのは1か所、3回通報があったのは2か所です。

施設従事者に関する通報は、全職員へ聞き取りをするなどの調査を行い、結果として虐待の事実が認められなければ、虐待はないと判断しています。

虐待でない判断した施設のほとんどで全職員に対しての聞き取りを行っており、加えて監視カメラの映像から判断しています。

(3) 令和5年度 活動報告について

事務局から説明（資料3・4）

（委員）事業者向けの研修でのアンケートにて、今後学びたい内容に「通報したらどうなるか流れを知りたい」といった回答があるが、そういった疑問を解消していくことで、通報のハードルが下がることが考えられます。

（委員）研修の案内は半田市内の事業所全てに行っていますか。

また、参加していない事業所もありますか。

（事務局）案内は事業所全てに行っているが、参加していない事業所もあります。

（委員）全く参加しない事業所もあると思われるが、何年かに1度は参加していただきたいなどの案内はしていますか。

（事務局）令和6年度から虐待防止のための研修を必ず受ける義務が発生するため、そういった案内をしていく予定です。

（委員）義務を履行しなかった場合のペナルティはありますか。

（事務局）半田市内の研修に参加しなくても他市町の研修で参加している可能性もあるため、ペナルティは考えていません。

障がい者虐待防止研修については、対面での研修を実施する際に全事業所へ参加を促しているが、参加できない事業所がある場合は研修の様子を編集した録画を動画配信することで全事業所が研修を受けられるようにしています。

（委員）施設内での周知でも、昨年に配布されたDVDを活用しており、今回の動画研修の配信も使用することで、短時間勤務のため参加ができない職員でも受講することができていました。配布や配信については今後も継続してほしいと思います。

2. 協議事項

(1) 令和6年度 活動計画について

事務局から説明（資料5）

（委員）研修について小学校での開催や施設サービス利用者の家族に向けての開催など、対象者の範囲を広げてみてはどうですか。

サービス利用者の家族が研修に参加することで、介護への理解が深まり、施設に家族を任せきりにするのではなく、より協力的になれば、施設職員に対する過度なクレームの抑制にも繋がり、施設職員への負担も減ると考えられます。

(会 長) 日々の業務によって人手が足りない中では、最低限命を守る程度でしか対応できないのが現状です。支援者が 100%できるということは難しい部分があることを、利用者側も理解を深めることが大切だと思います。

(委 員) 虐待者の続柄で親や子など、家族内での事案が見られるが、当事者に向けた研修は行う予定はありますか。

(事務局) 虐待をした養護者についても、認知症であったり、障がいを持っていたりと事情があるため、研修への参加を促す前にまずはサービスの導入などによって第三者の目を入れることで対応をしていきたいと考えています。

特に、家庭の中で起きる虐待については、家庭環境が劣悪であることが多いため、研修会への参加をすることは、当事者にとってハードルが高いと思っています。

再発防止などの観点では当事者を対象とした研修も行うべきとは思いますが、現状を踏まえると難しいと考えています。

認知症高齢者への対応が分からず、結果として虐待になってしまう事案もあるため、認知症高齢者の介護者が交流する場などで、認知症高齢者への対応などを記載したパンフレットの配布や掲示などによって発信をしています。

【第二部】障がい者差別に関する協議について

1. 報告事項

(3) 令和5年度 障がい者差別に関する相談事例について

事務局から説明（資料6）

(委 員) 半田シティマラソンで身体障がい者の移動手段が限られていた事案について、移動手段にあったバス内の車いす用のスペースは一人分しかなく、バスの発着は1時間に1本程度だったため、すでに乗車している車いすの利用者がいた場合は乗車を見送り次のバスを待つ可能性がありました。

また、福祉タクシーを利用するにもほとんどのタクシー業者が休みだったため、移動手段の確保が大変でした。

(事務局) イベント開催後にお話しをいただいてから、地域福祉課にてイベントの担当課であったスポーツ課とも話をしているなかで、スポーツ課に障がい者への配慮をしないという意図はなかったと確認しています。

しかし、今後も行うイベントであるため、改善が必要だと考えています。運営形式や会場の環境なども含めて検討していく必要があるもので、対応に限界がある可能性もあるため、地域福祉課としては個別事案として判断していくべきことであるということを伝えていきたいと思えます。

(会 長) 急に対応ができるという話ではないと思うが、危惧されるのは、移動手段を追加となった場合に対応できるタクシー事業所があるのかといったところです。

今回、当事者として問題提起されたことを受けて、幅広く検討していただきたい思います。

- (4) 令和5年度 障がい者差別に関する活動報告について
事務局から説明（資料7）
※特に質問・意見なし。

2. 協議事項

- (1) 令和6年度 障がい者差別に関する活動計画について
事務局から説明（資料8）
※特に質問・意見なし。

（会 長）今回の協議会に参加した感想等がありますか。

（委 員）障がい者差別等にあまり知識が深くないため、この場で発言するのは難しいと
思ってなかなか発言ができませんでした。

業務としては障がい者の雇用というところで、様々な企業を訪問して、もう少しこういった
差別の勉強を続け、来年度の異動がなければ、こちらにも継続して参加して、来年度はより
発言ができるようにしたいと思います。

（会 長）各分野で虐待防止について地道な努力をしていますので、上手にそれぞれへ繋
いでいきたいと思います。

（会 長）本日の議事はすべて終了しました。ありがとうございました。事務局へ進行をお
返します。

（事務局）委員の皆様には、長時間に渡りご審議いただき、ありがとうございました。

本日いただいたご意見につきましては、今後の対応の参考にしていきたいと思ひます。

これからも協議会への協力をよろしく願ひいたします。本日は誠にありがとうございました。

（以上）